

非常用照明器具の設置

非常用照明器具の設置義務

建築基準法が改正され、防災基準の一環として昭和46年1月1日から非常用照明器具と非常用の進入口に赤色灯の設置が義務づけられました。

非常用照明器具の設置場所	
	対象となる建築物
特殊建築物 (建築物の延面積に無関係)	●劇場 ●映画館 ●演芸場 ●観覧場 ●公会堂 ●集会場
	●病院(病室を除く) ●ホテル ●旅館 ●下宿(宿泊室を除く) ●共同住宅(住戸を除く) ●寄宿舎(寢室を除く) ●養老院 ●児童福祉施設 ●助産所 ●身体障害者更生援護施設(補装具製作施設、点字図書館および点字出版施設を除く) ●保護施設(医療保護施設を除く) ●婦人保護施設 ●精神薄弱者援護施設 ●老人福祉施設 ●有料老人ホームまたは母子保護施設。
	●学校 ●体育館(学校教育法でいう学校体育館は除く、ただし、体育館で観覧席を有するものまたは観覧の用に供するものは、観覧場とみなされ除外されない。また、学校のうち独立した講堂は集会場とみなされ除外されない。)
	●博物館 ●図書館(学校の独立した図書館を含む) ●ボート場 ●スキー場 ●スケート場 ●水泳場またはスポーツの練習場
	●百貨店 ●マーケット ●展示場 ●キャバレー ●カフェ ●ナイトクラブ ●バー ●舞踏場 ●遊技場 ●公衆浴場 ●待合 ●料理店 ●飲食店または物品販売業を含む店舗(床面積10㎡以内のものを除く)
その他の建築物および部分	●階数が3以上(地階も含む)で延面積が500㎡をこえる建築物
	●採光上有効な窓や開口部の面積(施行令第20条第1項または第2項の規定により算出したもの)の合計が当該居室の床面積の1/2未満となる居室(無窓の居室)を有する建築物
	●延面積が1,000㎡をこえる建築物
居室・通路に	●廊下に接するロビー ●通り抜け避難に用いられる場所 ●その他通常照明を必要とする部分

居室(注)および居室から地上へ至る避難路となる廊下・階段その他の通路(片側が外気に開放された廊下および屋外階段は除く。
無窓の居室のある建築物では無窓の居間からの主たる通路のみに設置)

注 居室とは居住・執務・作業・集会・娯楽・その他これに類する目的のため継続的に使用する室をいう。(法2条4号)
(たとえば……住宅の居間・台所・応接室・書斎・店舗の売場・工場の作業室・当直室・会議室・待合室・観客席などがある。)

設置対象外の場所

一戸建の住宅(店舗併用住宅は店舗部分が全体の1/2以下)長屋もしくは共同住宅の住戸。
学校教育法による学校、体育館(舞台・観客席のあるものを除く)。
病院の病室、下宿の宿泊室、寄宿舎の寢室およびこれらに類する居室。
設置義務対象建築物の居室・居室より地上に至る廊下・階段・その他の通路以外の部分。 ① 浴室、洗面所、便所、シャワー室、脱衣室、金庫室、物置、倉庫室、電気室、機械室など。 および、これらの室と同一階に居室のない場合の廊下で避難経路とならないもの。 ② 防煙壁で区切られたボート場のレーン部分。 ③ 無人工場(居室に該当しないもの)もしくは固定された機械装置等のある工場等のうち、機械、装置等が占有する部分。 ④ 地下駐車場の車路、およびその階に居室のない場合の地上への階段などの部分。 ⑤ 避難階にある居室(無窓の居室を除く)で屋外の出口の一つに至る歩行距離が30m以下であるもの。 ⑥ 避難階の直上・直下階にある居室(無窓の居室を除く)で屋外の出口または屋外避難階段への出口に至る距離が20m以下であるもの。